

# 韓国知的財産ニュース 2023 年 1 月前期

(No. 478)

発行年月日：2023 年 1 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、1 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1 - 1 発明振興法の一部改正法律（法律第 19164 号）
- 1 - 2 弁理士法の一部改正法律（法律第 19165 号）
- 1 - 3 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律（法律第 19166 号）
- 1 - 4 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2119354）

### 関係機関の動き

- 2 - 1 第 58 回発明の日記念発明貢献褒賞および今年の発明王申し込みを受付
- 2 - 2 韓国特許庁、小規模事業者への商標集中支援に向けた組織補強

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

- 5 - 1 人工知能発明者を否定した韓国特許庁の無効処分に対する行政訴訟を提起
- 5 - 2 新しく開かれる「ポスト量子暗号」市場の競争が激しい

## 法律、制度関連

### 1-1 発明振興法の一部改正法律（法律第19164号）

電子官報（2023.1.3.）

国会で議決された発明振興法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年1月3日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第19164号

### 発明振興法の一部改正法律

発明振興法の一部を次のように改正する。

第2条に第11号を次のように新設する。

11. 「発明等の評価」とは、次の各目のいずれかに該当するものに対する現在又は将来の経済的価値を価額・等級又は点数等で表示するものをいう。
  - イ. 国内又は海外に出願中であるか、登録済みの発明及び「商標法」第2条第1項第1号に基づく商標（以下「商標」という。）
  - ロ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号に基づく営業秘密（以下「営業秘密」という。）
  - ハ. 「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第2号に基づく配置設計（以下「配置設計」という。）

第9条の2を削除する。

第28条の見出し中「発明」を「発明等」とし、同条第1項中「産業財産権として登録された発明の迅速な事業化が必要であると認められれば、その発明の評価のために関係行政機関の長と協議して国公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関又は技術性・事業性の評価」を「第2条第11号各目のいずれかに該当するものの移転、取引、事業化等の活用を促すために国公立研究機関、政府出捐研究機関、民間研究機関又は発明等の評価」に、「発明の評価機関」を「発明等の評価機関」に改め、同条第2項中「専門人材」を「評価専門人材、評価組織」とし、同条第3項中「発明を事業化しようとする者」を「発明等の評価を受けようとする者」に、「発明の技術性と事業性に対する評価を要請する」を「発明等の評価を依頼する」に改め、同条第4項を次のように改め、同条第5項第1号を次のよ

うに改める。

④第3項に基づく依頼を受けた評価機関は、発明等の評価を実施してから遅滞なくその評価結果書（「電子文書及び電子取引基本法」第2条に基づく電子文書の評価結果書を含む）を依頼した者に発行しなければならない。

1. 発明等の評価の対象及び範囲

第29条を次のように改める。

第29条（評価機関の事業等）①評価機関は、次の各号の事業をすることができる。

1. 発明等の評価
2. 発明等の評価に対する需要の調査及び分析
3. 発明等の評価に対する情報の収集・分析・提供・流通及び関連情報ネットワークの構築
4. 発明等の評価に対する情報の共同活用及び拡散
5. 発明等の評価関連専門人材の育成
6. 発明等の評価技法の研究
7. その他発明等の評価のために必要な事項として、大統領令で定める事項

②特許庁長は、第1項各号の事業をする評価機関に対し、予算の範囲内でその事業にかかる費用の全部又は一部を支援できる。

第29条の2を次のように新設する。

第29条の2（現物出資に対する特例）第2条第11号各目のいずれかに該当するものを企業に現物出資しようとする者が評価機関の評価を受けた場合、その評価内容は、「商法」第299条の2又は第422条に基づいて公認された鑑定人が鑑定したものとみなす。この場合、評価機関の発明等の評価を担当する者は、「商法」第625条、第630条及び第635条を適用するときは鑑定人とみなす。

第30条中「発明の技術性と事業性を評価された」を「発明等の評価を受けた」に改める。

第31条第1項各号以外の部分を次のように改め、同項第2号中「発明の技術性と事業性に対する評価能力」を「発明等の評価を遂行する能力」とし、同項に第3号を次のように新設する。

特許庁長は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すか、6か月以内の期間を定めてその業務の停止を命じることができる。ただし、第1号に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。

3. 第31条の2による基準に違反して発明等の評価を行った場合

第31条の2から第31条の7までをそれぞれ次のように新設する。

第31条の2（発明等の評価基準）①発明等の評価の公正性、客観性及び信頼性を保障するための発明等の評価基準（以下「評価基準」という。）は、大統領令で定める。

②評価機関は、発明等の評価の際に評価基準を順守しなければならない。

第31条の3（発明等の評価技法の開発及び普及）①特許庁長は、客観的かつ専門的な発明

等の評価市場を作るために、発明等の評価技法（以下「評価技法」という。）を開発して普及させなければならない。

②特許庁長は、第1項に基づいて開発された評価技法を、評価機関、公共研究機関、金融会社及び企業等に普及させてその活用が促進されるように努力しなければならない。

③評価技法の開発・普及及び活用促進等に必要な事項は、大統領令で定める。

第31条の4（発明等の評価に対する調査）①特許庁長は、第28条第4項に基づく評価結果書が発行された後、職権で又は次の各号のいずれかに該当する者の要請がある場合、当該評価が評価基準に沿って妥当に行われたかを調査（以下「妥当性調査」という。）できる。

1. 国、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、その他大統領令で定める公共団体（以下「国等」という。）

2. 大統領令で定める利害関係人

②特許庁長は、妥当性調査をする場合は、当該評価機関、当該発明等の評価を依頼した者及び妥当性調査を要請した者に、意見陳述の機会を与えなければならない。

③特許庁長は、国等が大統領令で定める理由に基づいて要請をした場合、妥当性調査の結果を提供できる。

④特許庁長は、発明等の評価に関する制度を改善するために、大統領令で定めるところにより第28条第4項に基づく評価結果書に対する標本調査（以下「標本調査」という。）を実施できる。

⑤妥当性調査及び標本調査の手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第31条の5（評価情報体系の構築・運営）①特許庁長は、発明等の評価に対する効率的かつ体系的な調査及び管理のために、評価機関が遂行する発明等の評価の結果及びそれと関連する資料を統合して管理できる体系（以下「評価情報体系」という。）を構築・運営できる。

②評価機関は、評価情報体系の構築のために必要な第28条第4項に基づく評価結果書及び関連資料を、大統領令で定めるところにより、特許庁長又は第31条の6第1項に基づく評価管理センターの長に提出しなければならない。ただし、個人情報の保護等、大統領令で定める正当な理由がある場合は、当該理由がある部分を除いて提出できる。

③評価機関は、第28条第3項により発明等の評価を依頼される際に、依頼した者に同条第4項に基づく評価結果書が妥当性調査、標本調査等、大統領令で定める理由により活用されることがあるとの事実を知らせなければならない。

④特許庁長は、評価情報体系の構築・運営のために必要な場合、関係機関に資料の提出を要請できる。この場合、資料の提出を要請された機関は、特別な理由がなければその要請に応じなければならない。

⑤その他評価情報体系の構築・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第31条の6（評価管理センター）①発明等の評価に対する調査・管理等、評価の信頼性を

高めるための業務を体系的に推進するために、評価管理センターを置く。

②評価管理センターは、次の各号の業務を遂行する。

1. 発明等の評価と関連する研究・教育及び広報
2. 評価基準の樹立の支援
3. 評価技法の開発・普及
4. 妥当性調査及び標本調査
5. 評価情報体系の構築・運営
6. 第1号から第5号までの業務に付随する業務として、大統領令で定める業務

③政府は、評価管理センターの設立・運営又は業務遂行に必要な経費の全部又は一部を支援できる。

④評価管理センターの構成、運営、業務遂行等に必要な事項は、大統領令で定める。

第31条の7（発明等の評価関連秘密保持等）①評価機関（評価機関として指定されていた機関を含む）及びその所属従業員（所属従業員であった者を含む）は、業務上知り得た秘密を漏洩するか、業務以外の目的で使用してはならない。ただし、この法又は他の法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

②評価情報体系に関する業務を遂行しているか、遂行していた者（役務契約等により当該業務を受任した者又はその使用人を含む）は、評価情報体系の構築・管理及び活用と関連する業務を遂行する上で知り得た秘密を漏洩するか、業務以外の目的で使用してはならない。ただし、この法又は他の法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

第32条中「第28条第3項に基づいて技術性と事業性が」を「第28条第4項に基づいて実施した発明等の評価の結果が」に改める。

第34条の見出し「(特許技術事業化斡旋センター)」を「(特許技術事業化支援センターの設置等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

①次の各号のいずれかに該当する発明等の関連技術（以下この条において「特許技術」という。）及び商標の事業化又は活用を支援する業務を遂行するために、特許技術事業化支援センター（以下「事業化支援センター」という。）を置く。

1. 国内又は海外に出願中であるか、登録済みの発明
2. 営業秘密
3. 配置設計

第34条第2項各号以外の部分中「特許技術事業化斡旋センター」を「事業化支援センター」に、「行う」を「する」に改め、同項第1号中「発明関連技術（以下「特許技術」という。）を「特許技術」に、「産業財産権」を「特許技術及び商標」に、「斡旋」を「斡旋・仲介」に改め、同項第2号前段中「斡旋（産業財産権者が特許技術事業化斡旋センター）」を「斡旋・仲介（産業財産権者が事業化支援センター）」に、「特許技術事業化支援センターは、これを第三者」を「事業化支援センターは、これを第3者」に改め、同号後段中「第三者から」を「第3者から」に、「特許技術事業化斡旋センターが」を「事業化支援センターが」

に改め、同項第3号を次のように改め、同項第4号及び第5号をそれぞれ第5号及び第6号とし、同項に第4号を次のように新設し、同項第6号（従前の第5号）中「促進と特許技術の斡旋」を「支援と特許技術の斡旋・仲介」に改め、同条第3項中「特許技術事業化斡旋センターの設立・運営」を「事業化支援センターの設置・運営」とし、同条第4項中「特許技術事業化斡旋センター」を「事業化支援センター」とする。

3. 特許技術及び商標の斡旋・仲介のための需要調査・分析及び評価

4. 特許技術及び商標の斡旋・仲介と関連する情報の収集・分析及び提供

第35条中「第28条第3項に基づいて技術性と事業性が」を「第28条第4項に基づいて実施した発明等の評価の結果が」に改める。

第40条の3第4項を次のように改め、同条に第5項を次のように新設する。

④特許庁長は、第2項に基づいて指定されている専門機関又は団体が次の各号のいずれかに該当すれば、その指定を取り消すか、6か月以内の期間を定めてその業務又は事業の停止を命じることができる。ただし、第1号に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で指定を受けた場合

2. 業務又は事業を遂行する能力を喪失した場合

3. 第3項に基づく指定基準に満たない場合

⑤第4項に基づく行政処分の細部基準は、その理由と違反の度合いを考慮して大統領令で定める。

第40条の5第2項後段中「『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』第2条第2号に基づく営業秘密（以下「営業秘密」という。）」を「営業秘密」に改める。

第50条の2第4項中「第9条の2第4項及び第5項」を「第40条の3第4項及び第5項」とする。

第55条第3項第3号中「発明の技術性及び事業性の評価」を「発明等の評価」に改める。

第57条第1号中「第9条の2第4項、第40条の3第4項」を「第40条の3第4項」とする。

第58条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②第31条の7に違反した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第58条の2を次のように新設する。

第58条の2（両罰規定）法人又は団体の代表者や代理人、使用人、その他の従業員がその法人又は団体の業務に関して第58条第2項の違反行為をすれば、その行為者を罰するほか、その法人又は団体にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は団体がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

第59条第1項中「特許技術事業化斡旋センター」を「評価管理センター、事業化支援センター」に改め、同条第2項中「特許技術事業化斡旋センター」を「評価管理センター、事業化支援センター」に改める。

第60条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）

中「第1項」を「第1項及び第2項」とする。

②正当な理由なしに第31条の5第2項に違反して評価結果書及び関連資料を提出しないか、虚偽で提出した者には、150万ウォン以下の過料を科す。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（評価管理センターの設置のための準備行為）特許庁長は、この法律の施行前に第31条の6の改正規定に基づく評価管理センターの設置のために必要な準備行為をすることができる。

第3条（現物出資に対する特例に関する適用例）第29条の2の改正規定は、第2条第11号各目のいずれかに該当するものを企業に現物出資しようとする者がこの法律の施行後に評価機関の発明等の評価を受けた件から適用する。

第4条（特許技術事業化斡旋センターの名称変更に関する経過措置）この法律の施行当時に従前の第34条に基づく特許技術事業化斡旋センターは、第34条の改正規定に基づく事業化支援センターとみなす。

## 改正理由

発明等の評価に対する定義規定を新設し、評価対象を既存の登録済みの発明から国内又は海外に出願中であるか、登録済みの発明及び商標、営業秘密及び配置設計まで拡大し、評価の品質管理のための制度的装置を設けようとする。

また、発明評価機関の遂行事業について具体的に規定し、発明等を企業に現物出資をする場合、評価機関の評価内容を「商法」上公認された鑑定人の評価とみなす特例規定を新設することで、知的財産の価値評価を基盤とする企業の事業化活動を支援しようとする。

その他、特許技術事業化斡旋センターの名称を特許技術事業化支援センターに改め、センターの斡旋業務を仲介業務に改定する一方、仲介業務の対象に特許技術のほかに商標を追加する等、現行制度の不備を改善・補完する。

## 主要内容

イ. 「発明等の評価」を、国内又は海外に出願中であるか、登録済みの発明及び商標、営業秘密及び配置設計に対して現在又は将来の経済的価値を価額・等級又は点数等で表示することと定義する（第2条第11号新設）。

ロ. 研究過程及び研究成果を記録した資料である研究ノートを活用事業、研究ノート専

門機関の指定及び費用支援、研究ノート専門機関の基準及び手続き等、研究ノート活用促進規定を削除する（第9条の2削除）。

- ハ. 発明等の評価機関を指定する目的に発明等の移転、取引、事業化等の活用を促進することを追加し、評価機関の事業及び予算支援の根拠を規定する（第28条及び第29条）。
- ニ. 国内又は海外に出願中であるか、登録済みの発明及び商標、営業秘密及び配置設計を企業に現物出資しようとする者が評価機関の評価を受けた場合、その評価内容は「商法」上公認された鑑定人が鑑定したものとみなすようにする特例を規定する（第29条の2新設）。
- ホ. 評価手数料の支援対象を、発明の技術性と事業性を評価された者から発明等の評価を受けた者に拡大する（第30条）。
- ヘ. 発明等の評価の公正性、客観性及び信頼性を保障するための発明等の評価基準を下位法令に定めるようにし、評価機関は発明等の評価の際にそれを順守しなければならない（第31条の2新設）。
- ト. 特許庁長は、客観的かつ専門的な発明等の評価市場を作るために、発明等の評価技法を開発して普及させなければならない（第31条の3新設）。
- チ. 特許庁長は、評価結果書が発行された後、職権で又は国等の要請がある場合、評価に対する妥当性調査ができるようにする（第31条の4新設）。
- リ. 特許庁長は、評価機関が遂行する発明等の評価の結果及び関連資料を効率的に管理するために、評価情報体系を構築・運営できるようにする（第31条の5新設）。
- ヌ. 発明等の評価に対する調査・管理等、評価の信頼性を高めるための業務を体系的に推進するために、評価管理センターを置くようにする（第31条の6新設）。
- ル. 発明の評価機関及びその所属従業員、評価情報体系に関する業務を遂行した者に対し、業務上知り得た秘密を漏洩するか、盗用する行為を禁止し、違反の際は処罰する（第31条の7及び第58条第2項新設）。
- ヲ. 発明等の関連技術及び商標の事業化又は活用を支援する業務を遂行するために、特許技術事業化支援センターを置き、特許技術事業化支援センターが斡旋・仲介業務をするようにし、斡旋・仲介の対象に商標を追加する（第34条）。

<法制処提供>

1-2 弁理士法の一部改正法律（法律第19165号）

電子官報（2023.1.3.）

国会で議決された弁理士法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年1月3日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第 19165 号

### 弁理士法の一部改正法律

弁理士法の一部を次のように改正する。

第4条の3に第4項を次のように新設する。

④金品及び供応の授受により降任又は停職に当たる懲戒処分を受けた人には、第1項及び第2項を適用しない。

第6条の2に第3項から第5項までをそれぞれ次のように新設する。

③弁理士は、その業務を効率的に遂行し、信用性を高めるために弁理士2人以上で構成される合同事務所を設置できる。

④第3項に基づいて合同事務所を設置するには、特許庁長に申告しなければならない。

⑤第4項に基づく合同事務所の申告に必要な事項は、大統領令で定める。

第6条の8第1項第3号中「第7条の2」を「第7条の2、第7条の3」に改める。

第6条の11第1項中「第7条の2」を「第7条の2、第7条の3」に、「第8条の4まで」を「第8条の4まで、第15条の2」に改める。

第6条の19第1項第5号中「第7条の2」を「第7条の2、第7条の3」に改める。

第6条の22第1項中「第7条の2」を「第7条の2、第7条の3」に、「第8条の4まで」を「第8条の4まで、第15条の2」に改める。

第7条の2中「弁理士は」を「弁理士や事務員（第8条の4による事務員をいう。以下第7条の3において同じ。）は」に改める。

第7条の3を次のように新設する。

第7条の3（弁理士業務の紹介・斡旋等の制限）①何人も、第2条に基づく弁理士業務の受任に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. 事前に金品・供応又はその他の利益を受けるか、受けると約束して当事者又はその他の関係人を、特定の弁理士やその事務員に紹介・斡旋又は誘引する行為
2. 当事者又はその他の関係人を特定の弁理士やその事務員に紹介・斡旋又は誘引した後、その代価として金品・供応又はその他の利益を受けるか要求する行為

②弁理士やその事務員は、弁理士業務の受任に関して紹介・斡旋又は誘引の代価として金品・供応又はその他の利益を提供するか、提供すると約束してはならない。

③弁理士でない者は、弁理士でなければできない業務を通じて報酬やその他の利益を配分されてはならない。

第8条の5を次のように新設する。

第8条の5（広告）①弁理士・特許法人又は特許法人（有限）（以下この条において「弁理士等」という。）は、自己又はその構成員の学歴、経歴、主要取扱業務、業務実績、その他その業務の広報に必要な事項を新聞・雑誌・放送・コンピューター通信等の媒体を利用して広告できる。

②弁理士等は、次の各号のいずれかに該当する広告をしてはならない。

1. 弁理士の業務に関して虚偽の内容を表示する広告
2. 法的根拠がない資格や名称を標榜する内容の広告
3. 客観的事実を誇張するか、事実の一部を落とす等、消費者を誤り導くか、消費者に誤解を招くおそれがある内容の広告
4. 消費者に業務遂行の結果に対して不当な期待を持たせる内容の広告
5. 他の弁理士等を誹謗するか、自己の立場で比較する内容の広告
6. 不正な方法を提示する等、弁理士の品位を害するおそれがある広告
7. その他広告の方法又は内容が、弁理士の公共性や公正な受任の秩序を害するか、消費者に被害を与えるおそれがある広告

③弁理士等の広告に関する審査のために、第9条に基づく大韓弁理士会に広告審査委員会を置く。

④広告審査委員会の運営とその他広告に関して必要な事項は、第9条に基づく大韓弁理士会が定める。

第15条の2を次のように新設する。

第15条の2（公益活動）①弁理士は、年間一定時間以上公益活動に参加しなければならない。

②公益活動の範囲やその施行方法等に必要な事項は、弁理士会が定める。

第22条第1項中「弁理士又は」を「弁理士・弁理士事務所・弁理士合同事務所又は」に改める。

第24条第1項中「第8条の3（第6条の11又は第6条の22に基づいて準用される場合を含む）又は第21条に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に各号を次のように新設し、同条に第3項を次のように新設する。

1. 第7条の3（第6条の11又は第6条の22に基づいて準用される場合を含む）に違反した者
2. 第8条の3（第6条の11又は第6条の22に基づいて準用される場合を含む）に違反した者
3. 第21条に違反した者

③第8条の5第2項第1号及び第2号に違反して広告をした者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（試験の一部免除の適用の排除に関する適用例） 第4条の3第4項の改正規定は、この法律の施行後に降任又は停職に当たる懲戒処分を受けた人から適用する。

## 改正理由

弁理士業務を弁理士に紹介・斡旋・誘引するブローカーの不法行為から中小企業や小規模事業者等の被害を予防できるよう禁止行為及び罰則規定を設け、弁理士の広告に関する事項を法に規定して弁理サービス市場の健全な競争と情報提供の活性化を図り、弁理士の効率的な業務遂行のために2人以上が合同で事務所を開設できるようにする一方、その他金品及び供応の授受により懲戒を受けた人には弁理士試験の一部免除の特典を付与しないことにし、弁理士でない者が弁理士事務所・弁理士合同事務所等、類似の名称を使用できないように規定する等、現行制度の不備を改善・補完する。

## 主要内容

- イ. 金品及び供応の授受により降任又は停職に当たる懲戒処分を受けた人には、弁理士試験の一部免除の規定を適用しない（第4条の3第4項新設）。
- ロ. 弁理士の効率的な業務遂行のために、弁理士2人以上で構成される合同事務所を設置できるようにする（第6条の2第3項から第5項まで新設）。
- ハ. 弁理士でない者等との提携禁止適用対象に事務員を追加する（第7条の2）。
- ニ. 金品・供応等の利益提供の代価として弁理士業務の紹介・斡旋又は誘引する行為等を禁止行為に規定し、これに違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処するようになる（第7条の3及び第24条第1項第1号新設）。
- ホ. 弁理士・特許法人又は特許法人（有限）は、自己又はその構成員の学歴、経歴、主要取扱業務、業務実績、その他その業務の広報に必要な事項を新聞・雑誌・放送・コンピューター通信等の媒体を利用して広告できるようにする（第8条の5新設）。
- ヘ. 弁理士は、年間一定時間以上公益活動に参加するように義務付ける（第15条の2新設）。
- ト. 弁理士でない者は、弁理士事務所・弁理士合同事務所等、類似の名称を使用できないようになる（第22条第1項）。
- チ. 弁理士の業務に関して虚偽の内容を表示する広告、法的根拠がない資格や名称を標榜する内容の広告をした者に対しては、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処するようになる（第24条第3項新設）。

<法制処提供>

1-3 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律（法律第 19166 号）

電子官報（2023.1.3.）

国会で議決された産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023 年 1 月 3 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第 19166 号

**産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律**

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 号中「損害を与える目的で」を「損害が発生することを知っていながらも」に改め、同条第 6 号及び第 6 号の 2 中「使用させる目的で」をそれぞれ「外国で使用されることを知っていながらも」に改める。

**附 則**

この法律は、公布後 3 か月が経過した日から施行する。

**改正理由及び主要内容**

産業技術侵害行為の要件を緩和し、産業技術に対する秘密保持義務のある者が不正な利益又は対象機関の損害発生事実を認識していながらも産業技術を流出させるか、その流出させた産業技術を使用、公開又は第 3 者に使用させる行為及び国家コア技術の国外への流出可能性を認識していながらも適法な承認又は申告を経ずに海外買収・合併等を行う行為を産業技術侵害行為に含めるようにする。

<法制処提供>

1-4 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2119354）

議案情報システム（2023.1.6.）

議案番号：2119354

提案日：2023年1月6日

提案者：チョン・イリョン議員外9人

### 提案理由及び主要内容

現行法は、特許庁長が公益弁理士特許相談センターを設置・運営して医療扶助受給権者、国家功労者とその遺族、障害者、小・中・高・大学生及び小企業に対する特許関連相談等の無料弁理サービスを提供するよう規定している。

ところが、最近、帰農人口の増加とともに農産物及び農産物加工食品関連商標の出願が年平均7.4%の増加を示している中、今後もスマート農漁業の拡大と若い帰農漁業人が増えて農水産物に対する産業財産権の出願も持続的に増加すると予想されているものの、これらに対する政府の支援策は不十分なのが実情である。

そのため、大統領令で定める農漁業人にも特許相談センターによる無料弁理サービスが提供されるようにすることで業漁民の産業財産権出願の活性化を図る一方、農漁村の産業競争力を高めることに貢献しようとするものである（案第26条の2第3項第6号及び第7号それぞれ新設）。

法律第 号

### 発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第26条の2第3項第6号を第8号とし、同項に第6号及び第7号をそれぞれ次のように新設する。

6. 「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第2号に基づく農業人として、大統領令で定める者
7. 「水産業・漁村発展基本法」第3条第3号に基づく漁業人として、大統領令で定める者

### 附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

### 関係機関の動き

2-1 第58回発明の日記念発明貢献褒賞および今年の発明王申し込みを受付

韓国特許庁（2023.1.2.）

発明で産業発展をけん引した主人公を探します！

韓国特許庁は、第 58 回発明の日（2023 年 5 月 19 日）を迎え、「発明有功褒賞」と「今年の発明王」の候補に対する申し込み（推薦）を受け付けると発表した。発明の日は、世界で初めて雨量計を国民に公開した日（5 月 19 日）を記念して 1957 年に法定記念日に指定され、発明で国家産業の発展に貢献した発明有功者（団体）を発掘・褒賞する意義深い日である。

※「発明有功褒賞」の申し込み期間：2023 年 1 月 2 日（月）～2 月 3 日（金）

「今年の発明王」の申し込み期間：2023 年 1 月 2 日（月）～2 月 10 日（金）

発明有功褒賞の申込対象は、発明家、発明有功者、発明奨励有功者、発明教育有功者、発明奨励有功団体であり、発明の振興や知的財産の創出などに貢献した個人や団体は誰でも申し込みまたは推薦ができる。受け付けが完了すれば、各分野の専門家でつくる推薦審査委員会や功績審査委員会などの審査と公開検証を経て最終褒賞対象者を選定し、「第 58 回発明の日の記念式」で金塔産業勲章を含む勲章・褒章および表彰などを授与する予定である。

※第 58 回発明の日記念式：2023 年 5 月中に開催予定

今年の発明王は、新製品や新技術を開発して国の競争力向上に大きく貢献した発明者に授与される賞であり、賞金 3,000 万ウォンと共にトロフィーなどが与えられる。発明有功褒賞と重複申し込みおよび受賞が可能であり、政府機関、広域地方自治体、研究機関、大学、企業体、学会、協会および地域知的財産センターなどの長が候補を推薦することもできる。

第 58 回発明の日記念発明有功褒賞および今年の発明王は、韓国発明振興会ウェブサイト（[www.kipa.org](http://www.kipa.org)）からオンラインで申し込みが可能である。詳細な事項は、韓国発明振興会発明振興室（☎02-3459-2794、2845）に問い合わせるか、ウェブサイト（[www.kipa.org](http://www.kipa.org)）を参照すればよい。

## 2-2 韓国特許庁、小規模事業者への商標集中支援に向けた組織補強

韓国特許庁（2023.1.4.）

卸小売業などの優先審査専担「サービス商標優先審査課」を 1 月から本格的に運営

韓国特許庁は、サービス商標分野の優先審査（※）申請の増加に対応するため、自律機構制度（※※）を活用して「サービス商標優先審査課」を新設・運営すると発表した。サー

ビス商標優先審査課は、サービス業（35～45 類）の優先審査申請件のうち割合が最も高い卸小売業（35 類）および飲食店業（43 類）分野の優先審査申請を専担処理することになり、今年から業務に本格的に着手した。

※一定の要件を満たせば、一般出願より早く審査を処理する制度

※※国政課題および重点事業の推進のために機関長が自主訓令を制定して機構を設置・運営する制度

近年、商標出願の増加に伴って審査処理期間が遅延することにより、速やかな審査を希望する出願人の優先審査申請率（※）が高まっており、このうちサービス業分野が占める割合（※※）も毎年増加傾向にある。特に、卸小売業と飲食店業分野の優先審査申請は最近5年間（2017～2021）63.9%の年平均増加率を示し、急増している。

※商標出願全体のうち優先審査申請率：

（2019）4.3%→（2020）6.4%→（2021）8.5%→（2022.11）11.5%

※※優先審査申請全体のうちサービス業の割合：

（2019）39.3%→（2020）43%→（2021）44.9%→（2022.11）48.7%

【卸小売業および飲食店業分野の優先審査申請件数（最近5年）】

区分	2017	2018	2019	2020	2021	年平均増加率
卸小売業（35 類）	450	817	1,243	2,383	4,774	80.5%
飲食店業（43 類）	507	614	693	1,293	2,129	43.2%
卸小売業・飲食店業	957	1,431	1,936	3,676	6,903	63.9%

卸小売業と飲食店業分野は小規模事業者（個人を含む）が優先審査を申請する割合（※）が高く、速やかな審査結果の提供が必要であるという点も、それを処理する専担組織を新設することになった重要な理由である。

※35 類・43 類優先審査申請のうち小規模事業者の割合（2022.1～2022.11）：79.6%

特許庁長は、「新設される課で卸小売業などの優先審査申請を専担処理することになり、これまで遅れていた一般サービス商標の処理期間も早まると期待している」とし、「これからも商標審査処理期間の適正化に向けた努力を引き続き推進していきたい」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

### 5-1 人工知能発明者を否定した韓国特許庁の無効処分を行政訴訟を提起

韓国特許庁 (2023. 1. 5.)

「人工知能も発明者になれるのか？」…裁判所がカギを握っている

韓国特許庁は、人工知能を発明者として記載した特許出願を無効処分 (※) した決定について、出願人 (スティーブン・テイラー、人工知能専門家) が人工知能も発明者になれると主張し、行政訴訟を起こした (2022 年 12 月 20 日) ことを明らかにした。人工知能を発明者として認めない処分に不服する訴訟は、米国・欧州・ドイツ・英国・豪州などの知的財産分野の主要国に次いでアジアでは韓国で初めて提起され、今後が注目されている。※出願が無効処分された場合、当該出願は最初からなかったものとみなす (2022 年 9 月 28 日無効処分)

#### 【人工知能発明の国際特許出願 (2021 年 5 月 17 日韓国出願)】

米国の人工知能開発者スティーブン・テイラーが「DABUS (※)」という名前の人工知能を発明者として表示した国際特許出願 (※※) である。韓国をはじめ、16 か国に出願した。出願人はこの発明に関する知識がなく、自ら開発した「DABUS」が一般的な知識を学習した後、食品容器などの 2 つの異なる発明を自ら創作したと主張している。

※DABUS : Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience

※※一つの出願で複数の国に同時に出了願した効果が発生、その後各国で審査

韓国をはじめとする米国・欧州・英国などの主要国の特許庁と裁判所は、特許法または判例によって発明者として自然人だけを認め、人工知能は認めていない。ただし、2022 年 3 月、ドイツの連邦特許裁判所では、自然人だけを発明者として認めるものの、発明者を記載する際に人工知能に関する情報を一緒に記載 (※) することまでは許容されるとの判決もあった。

※[発明者] : 人工知能 DABUS を活用して発明したスティーブン・テイラー

【主要国の DABUS 特許出願関連訴訟の進行経過】

国	AI 発明者の認否	進行状況	国	AI 発明者の認否	進行状況
韓国	(特許庁) 不認定	行政訴訟の提起	英国	(控訴裁判所) 不認定	最高裁判所に 係属中
米国	(控訴裁判所) 不認定	最高裁判所に 係属中	ドイツ	(控訴裁判所) 不認定	最高裁判所に 係属中
欧州	(最終裁判所) 不認定	不認定の確定	豪州	(最高裁判所) 不認定	不認定の確定

一方、韓国特許庁は 2022 年 9 月、世界知的所有権機関（WIPO）で人工知能発明者問題に関する主題討論を引き出し、12 月にはドイツ・英国・フランスの特許庁と今後人工知能関連知的財産制度の定着に緊密に協力することで合意した。主要国は、まだ人間の介入なしに人工知能単独で発明をする技術水準には至っておらず、法制度の改善時に国家間での不一致は人工知能産業の発展に障害要因となり得るため、国際的に調和が必須であるということで意見が一致した。英国・ドイツでは、DABUS の特許出願に対して最高裁判所で審理が行われる予定であり、韓国特許庁は今後国別に最高裁判所の判決が下されれば、当該国の特許庁と共に判決に対する対応策を協議することにした。

人工知能発明者問題について韓国が主導してきた結果、2022 年 12 月には、韓国特許庁から世界知的所有権機関（WIPO）に人工知能関連知的財産問題を専担する専門家を新しく派遣することもあった。

特許庁長は、「現在、人工知能技術が急速に発展していることを考慮すれば、人工知能発明者などの関連知的財産問題に対して先行的な備えが必要な状況だ」とし、「今後韓国の行政訴訟や主要国の最高裁判所の判決結果などをまとめ、国際的に調和するように人工知能関連知的財産制度を確立していきたい」と述べた。

5-2 新しく開かれる「ポスト量子暗号」市場の競争が激しい

韓国特許庁（2023. 1. 9.）

量子コンピューター時代、セキュリティ市場を先取りするための競争が激しい

量子コンピューターが現代の情報通信分野の暗号システムを無力化させることができるという懸念が高まり、サイバーセキュリティの新たな市場を先取りするための各国の競争が激しくなっている。各国は量子コンピューターの攻撃にも安全な暗号システムの開

発を急いでいるが、現在としては「量子暗号 (※)」と「ポスト量子暗号 (※※)」が有力な代案と見られる。ポスト量子暗号技術の経済的価値は、2026年に27兆ウォン(※※※)に上ると予想され、これはセキュリティ市場の規模全体(247兆ウォン)の11%を占める規模である。

※現代の暗号システムと同じデジタル情報を利用せず、量子コンピューターで使用される物理的量子状態を利用する暗号方式

※※量子コンピューターでも解けないように数学問題の複雑さを大幅に高めた形の暗号アルゴリズム

※※※STATISTA(2021)の世界のサイバーセキュリティ市場の規模、米国国立標準技術研究所(NIST)の資料などをまとめて予測する

韓国特許庁によると、ポスト量子暗号関連特許出願は2011年以降年平均17.3%ずつ増加し、10年で4.2倍増加(2011年52件→2020年219件)したことがわかった。国別には、米国が31.6%と最も多く、日本(16.2%)、中国(13.2%)がその後に続き、韓国は10.2%と4位となった。日本の出願量はやや減少傾向にある一方、中国(年平均43.6%)と韓国(年平均40.3%)の出願の増加幅は比較的が大きかった。

ポスト量子暗号は、どのような数学問題に基づいているかによっておよそ5種類(格子、ハッシュ、多変数、コード、楕円曲線)に区分されるが、格子ベースの暗号方式が32.0%と最も多く出願された。韓国の格子ベース技術分野の出願量(2011~2020)は69件と、米国(90件)と日本(76件)に後れを取ったが、この5年間の出願は2位(59件)と、1位米国(62件)とは僅差である。

全出願を出願人の類型別に見ると、世界的にはポスト量子暗号技術の開発は企業が主導(80%)しているのに対し、韓国は大学(38.8%)と研究所(10.1%)の割合が高い。これは、主に政府主導で研究開発が行われていることを意味する。主な出願人としては、オランダのフィリップス(73件)が最も多く出願し、その後に2位ソニー(72件)、3位インテル(63件)、4位IBM(43件)、5位富士通(35件)などが続いた。国内出願人としては、9位CRYPTOLAB(25件)、16位サムスン(18件)、20位ソウル大学校(12件)、23位朝鮮大学校(11件)の順で出願件数が多かった。格子ベース技術分野では、4位CRYPTOLAB(25件)、6位サムスン(14件)、11位ソウル大学校(7件)と高麗大学校(7件)の順となり、韓国企業・大学の躍進が一層目立つ。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長は、「暗号技術は優れたアイデアで世界的な大企業と競争できる分野として、韓国企業と研究者が力を尽くしており、励みになる」とし、「量子コンピューティングという異次元の技術の登場によって次世代暗号技術市場が開

かれている今、コア技術を確保してサイバーセキュリティへの脅威に備え、市場を先取りするための国全体の努力が必要な時点だ」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム